



# つちや通信

2013年5月発行 第48号

土屋税理士事務所  
アイフィールド有限公司  
福山市西深津町5-6-2  
TEL: 084-923-6948  
http://ai-field.co.jp

五月晴れの空に心がはずみ、お出かけの計画を立てるのも楽しい季節ですね。しかし忘れてはならないのが紫外線です。量が増えてくるこの時期は特にUVカット効果のあるサングラスで目の日焼け対策もお忘れなく！



土屋税理士事務所、アイフィールド(有)のホームページをご覧ください♪  
HPアドレス ⇒⇒⇒ <http://ai-field.co.jp>

## 平成25年度税制改正大綱が成立！

平成25年度税制改正においては、安倍内閣が最優先課題とする経済再生に向けた緊急経済対策に係る税制と来年4月に税率8%への引上げが予定されている消費税増税に向けた対策を重視した内容となっています。企業の設備投資や雇用拡大を促進するための新たな税制の創設や、住宅ローン減税の大幅拡充などが盛り込まれました。

## 個人所得課税

### 【日本版ISAの創設】

日本版ISAとは、H26年1月1日から「毎年100万円まで」の非課税投資枠が設定され、**非課税口座**で保有する株式や投資信託の譲渡益や配当金が非課税となる制度です。

**H25年12月末で上場株式等の配当と譲渡益に係る軽減税率(10%)の特例が終了し**、H26年1月より本来の税率20%に戻るかわりに導入されます。

非課税口座を開設することができる期間は、**H26年1月1日からH35年12月31日**までの10年間で毎年新たに1口座、新規投資で**上限100万円**の非課税枠が与えられます。

非課税期間はそれぞれ**5年目の年末**まで。非課税枠を使つての投資総額は**最大500万円**です。注意点もありますので、詳しくは証券会社等にご相談ください。

### 【住宅税制】

住宅ローン減税をH26年1月1日～H29年末まで延長し、その期間のうち**H26年4月1日からH29年末**までに認定住宅(長期優良住宅・低炭素住宅)を取得した場合の最大控除額を500万円に、それ以外の住宅を取得した場合には400万円にそれぞれ拡充します。

また、**自己資金**で認定住宅を取得した場合及び省エネ等の一定の住宅リフォームを行った場合の所得税の**住宅投資減税**も拡充します。

#### 一般の住宅

#### 認定住宅

居住年	借入限度額	控除率	各年の控除限度額	最大控除額	居住年	借入限度額	控除率	各年の控除限度額	最大控除額
26.1-26.3	2,000万円	1.0%	20万円	200万円	26.1-26.3	3,000万円	1.0%	30万円	300万円
26.4-29.12	4,000万円	1.0%	40万円	400万円	26.4-29.12	5,000万円	1.0%	50万円	500万円

#### 省エネ改修工事(自己資金)

#### バリアフリー改修工事(自己資金)

#### 耐震改修工事(自己資金)

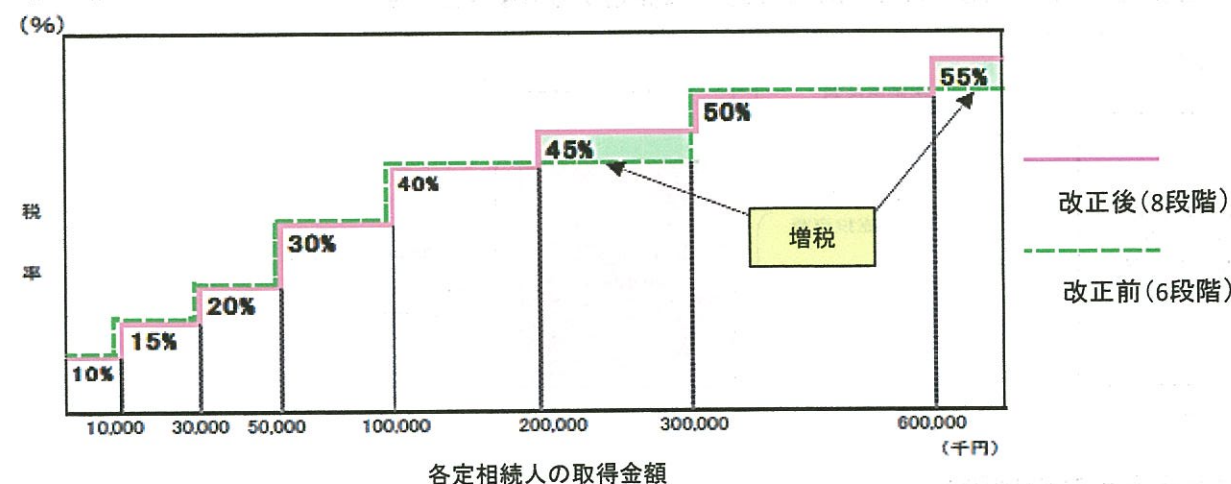
居住年	借入限度額	控除率	控除限度額	居住年	借入限度額	控除率	控除限度額	居住年	借入限度額	控除率	控除限度額
25.1-26.3	200万円	10%	20万円	25.1-26.3	150万円	10%	15万円	26.1-26.3	150万円	10%	15万円
26.4-29.12	250万円	10%	25万円	26.4-29.12	200万円	10%	20万円	26.4-29.12	200万円	10%	20万円

## 資産課税

### 【相続税の基礎控除の引下げ及び税率構造の見直し】

◆基礎控除の引下げ  
 現行 5,000万円+1,000万円×法定相続人 ⇒ 改正後 3,000万円+600万円×法定相続人

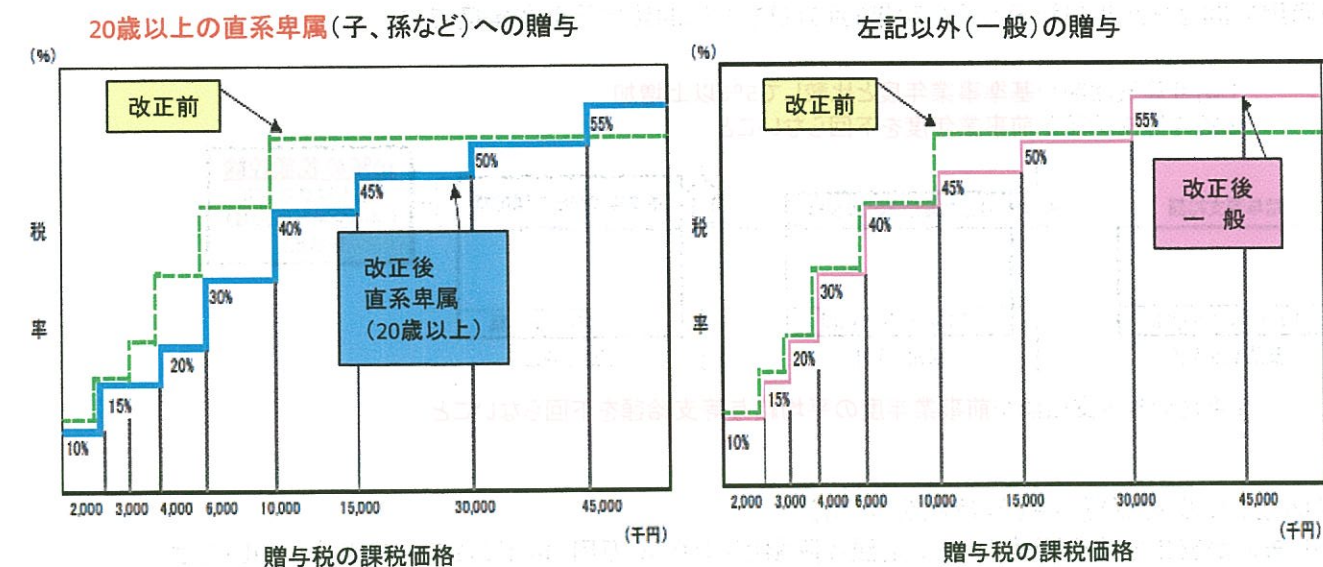
### ◆税率構造の見直し



※H27年1月1日以後の相続・遺贈について適用します。

### 【贈与税の見直し】

#### ◆税率構造の緩和(暦年課税)



※H27年1月1日以後の贈与について適用します。

### 【教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置】

**直系尊属(祖父母など)が受贈者(子・孫で30歳未満の者に限る)の名義で口座等を開設し**、教育資金を一括して拠出した場合、受贈者1人あたりにつき1,500万円(学校以外の者に支払われる金銭については500万円)までは贈与税が非課税となります。

実際の適用にあたっては要件がかなりあり、使いにくい印象です。この非課税の特例は平成25年4月1日から平成27年12月31日まで使えますので、じっくり検討が必要です。

### 【領収書に係る印紙税の免税点引き上げ】

これまで領収書など、受取金額が3万円以上の受取書について印紙を貼っていましたがH26年4月1日以後に作成される領収書より、**5万円以上**に引き上げられます。



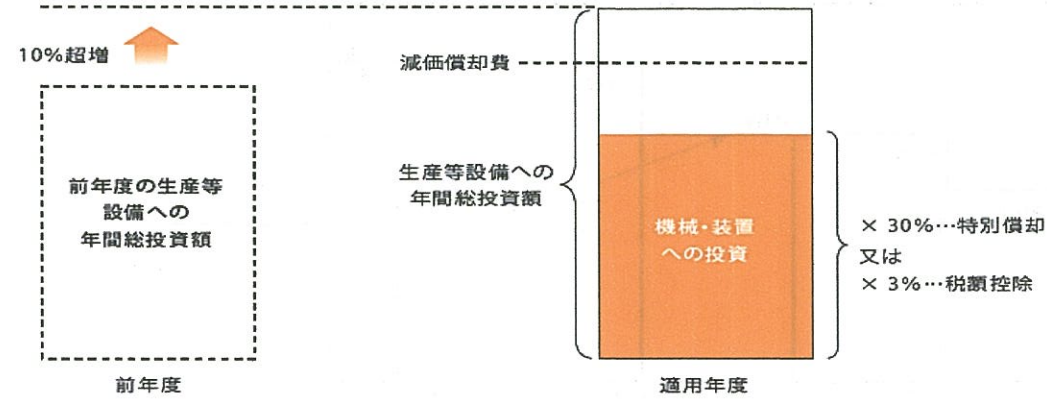
# 法人課税

## 【生産等設備投資促進税制の創設】

- ①国内における生産等設備への年間総投資額が当期の減価償却費を超え、かつ
- ②国内における生産等設備への年間総投資額が前期に取得した生産等設備の金額の合計額と比較して**10%超増加**

した事業年度において、取得等をした機械・装置について、30%の特別償却又は3%の税額控除(法人税の20%を限度)ができる制度を創設します。

※適用期間はH25年4月1日からH27年3月31日までに開始する事業年度です。

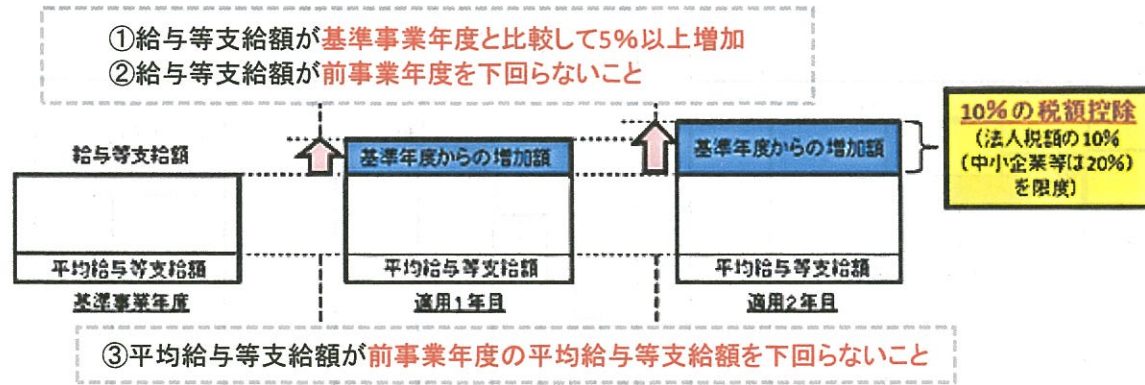


## 【所得拡大促進税制の創設】

基準年度(H25年4月1日以後最初に開始する事業年度の直前の事業年度のこと)と比較して5%以上、給与等支給額を増加させた場合、当該支給増加額の10%を税額控除(法人税額の10%(中小企業等は20%)を限度)できる制度を創設します。

必要要件は下記①~③を参照してください。

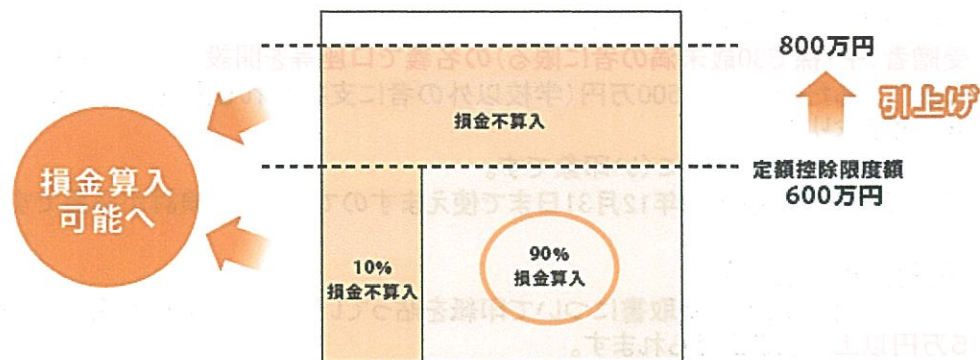
※適用期間はH25年4月1日からH28年3月31日までに開始する事業年度です。



## 【中小法人の交際費課税の特例の拡充】

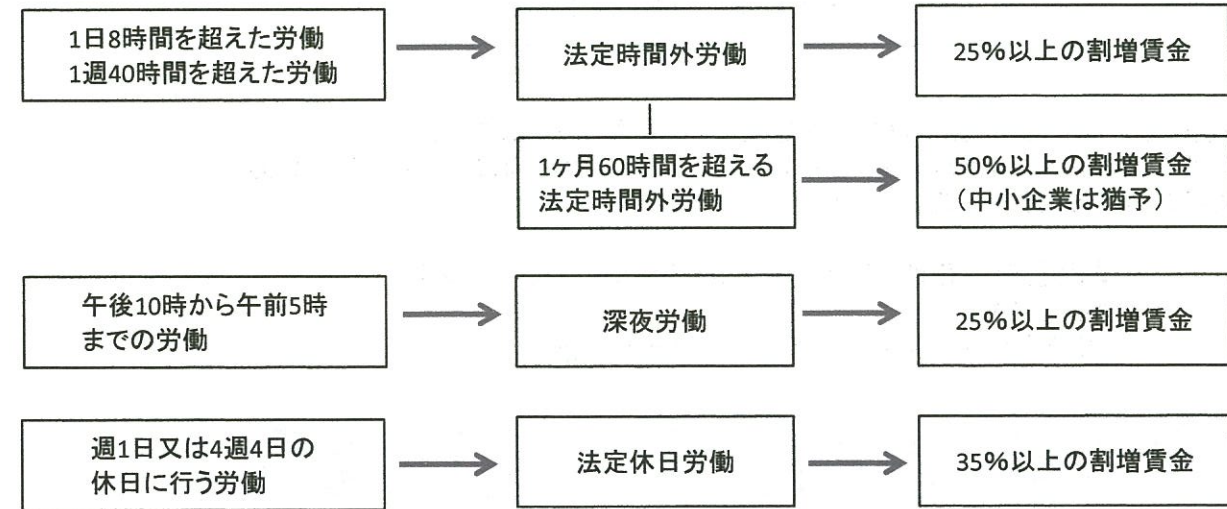
中小法人が支出する交際費のうち、定額控除限度額(600万円)以下の90%相当額については損金算入が認められていますが、拡充されて**800万円以下**の交際費の**全額**を損金算入可能とします。

※適用期間はH25年4月1日から平成26年3月31日までに開始する事業年度です。



# 割増賃金について

雇い主側が、**法定労働時間**を超えて労働者を働かせた場合、労働基準法第37条により通常の労働に対して支払っている賃金よりも割増して労働者に支払わなければなりません。



※時間外労働が深夜に及んだら...50%以上の割増賃金を支払わなければなりません。  
※法定休日労働が深夜に及んだら...60%以上の割増賃金を支払わなければなりません。



## 割増賃金の額は

$$1\text{時間当たりの賃金額}(\ast 1) \times \text{時間外・休日労働又は深夜労働を行わせた時間数} \times \text{割増率}$$

となります。

なお、1時間当たりの賃金額の計算には職務手当や精勤手当等は含めませんが、家族手当・通勤手当・住宅手当等は算入しないこととされています。労働と直接的な関係が薄いものは除外されているのです。

(※1)1時間当たりの賃金額の計算

◆時間給

もともと1時間単価が定まっていますからこの金額に時間外等の時間数と割増率を乗じます。

◆日給

その日額を1日の所定労働時間数で除すれば1時間単価がでます。日によって所定労働時間数が異なる場合には、1週間における1日平均所定労働時間数でその日額を除して1時間単価を出します。

◆月額

月額を1か月ににおける所定労働時間で除すこととなりますが、月の所定労働日数は異なるのが通例ですから1年間を平均して1か月の**所定労働時間数**を算出する必要があります。

## 次のような方を ご紹介下さい



### このような悩みをお持ちの方

- ◆ 仕事が忙しくて、経理はいつも後回し
- ◆ パソコンを導入して、経理を効率化したい
- ◆ 手書きで伝票や帳簿をつけているので大変
- ◆ 利益を前もって知り、少しでも節税したい
- ◆ 売上、経費、借入金状況をすぐ知りたい
- ◆ 利益計画、予算管理など計画的な会社経営をしたい

